

講演

## リベラルデモクラシーにとっての重要な 競争相手としての中国の民主主義モデル

ジョン・C・ライツ<sup>(1)</sup>  
望月穂貴 (訳)

本稿の目的は、中国の民主主義モデルを紹介することと、中国の民主主義モデルが、世界中で広く採用されているリベラルデモクラシーとどれほどの深い違いがあるのかということを示唆することであり、中国モデルの弁明、あるいは批判のためではない。リベラルデモクラシー諸国のほとんどの人々と同じように、私もまたその基本的な主義主張を重視している。また、リベラルデモクラシーの主義主張を魅力的なものだとみなさない人々がいるなどとは想像がたい、と考えている。したがって本稿は、部分的には、かの異世界を理解する試みである。私が思うには、この試みが重要なのは、中国モデルは、今日の世界におけるリベラルデモクラシーにとって強大な——最強ではないにせよ——競争相手だからである。

第二に、次のことを示すのも本稿の目的である。我々は実は中国モデルの支

---

(1) Edward L. Carmody Professor of Law, Director SJD and LLM Programs and Visiting Scholars, University of Iowa College of Law. 2018年7月19日の早稲田大学における講演に招待して下さった宮川成雄教授に厚く御礼申し上げます。また、本講演および同志社大学における講演会に参加して下さった方々からの有益なコメントと質問にも御礼申し上げます。さらに、日本語への翻訳を行った望月穂貴氏にも大変お世話になった。本稿の完全版は John C. Reitz, *The Chinese Model of Democracy as Liberal Democracy's Major Competitor*, 66 *DRAKE L. REV.* 863 (2018) である。Drake Law Review に掲載された原稿から脚注を少々減らした本稿は、2018年7月の早稲田大学における講演のために準備されたものであり、日本語訳での公刊のために若干手直しをしたものである。

持者と同じ関心事を共有しており、その意味で、中国モデルはリベラルデモクラシーからそれほど遠くはなく、中国モデルを検討することによってリベラルデモクラシーについて多くの知見を得ることができるということである。

## I. 中国との差異：中国モデルとリベラルデモクラシーはどう違うのか

### A. 中国モデルはリベラルデモクラシーにとっての基本的な諸側面を退ける

表1〔本原稿末尾〕が示すように、中国モデルは、合衆国版リベラルデモクラシーのほとんどの基本的な諸側面を退けている。今回の報告では、選挙競争、政治的結社・言論の自由、そして裁判所の独立——裁判所の独立は法の支配と権力分立法理との交点にある理念である——ともかくこれらの点に限定する。

ここを日本人の聞き手に向けて詳細に論じる必要はないであろう。日本人は中国の近くに住んでいるので、アメリカ人よりも現代中国の統治についてはずっとよく承知していると思われる。そこで、Drake Law Review に掲載した完全版で執筆した裏付けの詳細な議論は省き、中国モデルがリベラルデモクラシーを退けていることを示すような、核心的なあり方をまとめるだけとする。

中国には複数の政党があるが、許容されている諸政党の構成員は比較的少なく、また中国共産党支配に挑戦することはない。むしろ、それらの政党は中国共産党に「統戦」<sup>(i)</sup>され、資金提供までされている。それらの政党は、共産党に協力・協議することに同意しており、またこのような関係をもたない新政党を立ち上げることはできない。したがって、中国の政党制度は、中国共産党に統制される多党合作制<sup>(ii)</sup>と呼ぶことができる。リベラルデモクラシーにおける政党間の開かれた競争関係とは際だって異なる<sup>(2)</sup>。

(i) 原文は coordinated。中国語では中国共産党といわゆる民主党派との協力関係について、「統一戦線」を略して「統戦」というので、その言葉を借用した。なお、以下のローマ数字の脚注は訳注である。また、特記なき限り、〔〕は訳者による補いである。

(ii) 原語は multiparty system of party cooperation。複数政党協働システムとも訳すべきだが、中国憲法前文の「多党合作」を訳出にあたって借用した。

(2) Kerry Dumbaugh & Michael F. Martin, "Understanding China's Political System" at 3 (Congressional Research Service 7-5700, December 31, 2009) ; Zhu Suli, *Political Parties in China's Judiciary*, 17 DUKE J. COMP. & INT'L L. 533, 537 (2007).

中国には選挙はあるが、おおむね競争的候補者を伴う普通選挙であるのは、〔憲法上の行政機関でない〕村民委員会レベルの話である。普通は、あるレベルの人民代表大会が、次のレベルの人代候補者を選挙することになる。省および直轄市におけるある程度の人代<sup>(iii)</sup>および共産党の基層的部門の選挙については競争的選挙の試みが行われている。しかしながら、中央政府および共産党のトップレベルについては公開・競争的選挙は行われていない<sup>(3)</sup>。2018年3月、習近平が全国人民代表大会によって再選されたが、習の立候補も、彼と同時に選出された他の指導者の立候補にしても、共産党の最高指導者らの間で全人代の会議が開かれるずっと前に検討されていたものである。競争する複数の候補者は存在しなかった。

真に競争的な選挙がおおむね存在しないことを考えると、言論の自由や結社の自由のための実効的な憲法的・制定法的保護が存在しないことも、驚きではない。裁判所には憲法を執行する権限がない。広告収入によって公共メディアは政府から独立するようになっており、数多くの私営メディアが存在するが、リベラルデモクラシーにおいて期待されている在野の番犬としての機能へと近づくために中国メディアがなしうる最良のことは、政府に対してねずみと猫の関係になることにすぎない。現実には政府はあらゆるメディアを統制し検閲しようと試みている<sup>(4)</sup>。公表すべきでないという政府の警告に従わないメディアは、迅速に閉鎖される傾向にある。

市民社会は、共産党と合作する政党のみに限定されているわけではない。事実、市民社会はおおむね1970年代後半の改革開放から今まで開花してきた。しかしながら、メディアの例と同様に、市民社会と国家の関係はねずみと猫の関係にならざるを得ず、猫の側が優位に立っている。強力な政府によるコントロールがいま起きているということは、中国における市民社会は、「国家によっ

(iii) 県級および郷級行政区の人民代表大会のことである。

(3) Dumbaugh & Martin, *supra* n. 2, at 9, 17; see also KERRY BROWN, *BALLOT BOX CHINA 2* (2011); GUNTER SCHUBERT & ANNA L. AHLERS, *PARTICIPATION AND EMPOWERMENT AT THE GRASSROOTS 1* (2012).

(4) Central Intelligence Agency, *The Chinese Media: More Autonomous and Diverse—Within Limits* (last updated June 19, 2013), [https://www.cia.gov/library/center-for-the-study-of-intelligence/csi-publications/books-and-monographs/the-chinese-media-more-autonomous-and-diverse-within-limits/copy\\_of\\_1.htm](https://www.cia.gov/library/center-for-the-study-of-intelligence/csi-publications/books-and-monographs/the-chinese-media-more-autonomous-and-diverse-within-limits/copy_of_1.htm); Anne S. Y. Cheung, *Public Opinion Supervision: A Case Study of Media Freedom in China*, 20 COLUM. J. ASIAN L. 357, 360 (2007).

て指導」されていることを示しているといえる<sup>(5)</sup>。

リベラルデモクラシーにおいては、権力分立立法理は、次の意志を表している。つまり、民主的選択を確保するために、政府のいかなる部門の権限だろうと制限するということである。一方、中国は権力分立を退け、権力の集中を選んでいる<sup>(6)</sup>。理論的には、最高の政治権力は国家の最高立法府であるところの全人代にあるが、現実には立法府は極めて弱く、一年にわずか数週間しか開会せず、本質的には共産党と行政官僚の提案を橡皮図章<sup>(iv)</sup>する手段となっている。事実、共産党が繰り返し行っているやり方や、共産党が完全に中国政府のあらゆる機関に組み込まれているというあり方からは、本当の権力は国家元首兼共産党総書記である習近平率いる中国共産党中央政治局の7名からなる常務委員会にあるということが分かる。そして習主席は、政治局からライバルを肅清することによって、支配権をさらに固く握ることができる。この権力の集中は、共産党が公私を問わずほぼすべての工作单位<sup>(v)</sup>を支配するために用いている「影の政府」制度によって増強される。この共産党の指導権力は現在、2018年3月の憲法修正の結果として、中国憲法によって正式に認められているが、既に長らく現実のものになっていた<sup>(7)</sup>。

(5) 中国の市民社会が国家主導であるという点について、Yu Keping, *DEMOCRACY IN CHINA: CHALLENGE AND OPPORTUNITY* 197 (China: Central Compilation & Translation Press, 2015); *see also* Taru Salmenkari, *CIVIL SOCIETY IN CHINA AND TAIWAN* 102-05 (2018); Liu Peifeng, *EXPANSION OF THE CIVIL RIGHT OF ASSOCIATION, IN EMERGING CIVIL SOCIETY IN CHINA, 1978-2008* 59 (Ming Wang, ed., 2011).

(6) “All power in the People’s Republic of China belongs to the people. The National People’s Congress and the local people’s congresses at various levels are the organs through which the people exercise state power.” Chinese Constit. Art. 2., transl. by China Law Info Co., Ltd., available at [database@chinalawinfo.com](http://database@chinalawinfo.com).

[上記は、中国憲法2条1項・2項（「中華人民共和国の一切の権力は、人民に属する。人民が国家権力を行使する機関は、全国人民代表大会及び地方各級人民代表大会である。」）の英訳である。参照、高橋和之編『新版 世界憲法集』（岩波書店、2007年）[高見澤磨]。]

(iv) 原文は rubber-stamping。橡皮図章は文字通りには「ゴム印」だが、英語と同様、決定権がなくただ認め印を押すだけの意。

(v) 原文は work unit。中国語の「工作单位」は学校や職場のような所属先のこと。

ところで、権力分立にとって最も重要な要素は、裁判所が他の政府部門から独立していることにかかわる。中国はこの原理も断固として退けている。

これらの核心的な差異を、次のように論じてまとめよう。つまり、リベラルデモクラシーは、競争プロセスを徹底して重視することに基づいており、政府のあらゆるレベルでの定期的な競争的選挙からはじまり、選挙の公開性と実質を守るために考案されたあらゆる要素、たとえば許可なくして政党を設立できるようにするための結社の自由、選挙制度を実質的に競争的なものにするために必要な公開選挙運動を保護する表現の自由、紛争解決のための中立的な場を提供し、すべての政党がルールに従うことを保障するような裁判所の自律、これらの要素をすべて含むものなのである。一方、中国モデルはこれらの要素を退け、実質的な権力の集中を重視する。

#### B. ふたつのモデルの根底にある諸価値の違い

本節は論文の最も興味深い箇所だと私は考えているところであり、上記のような違いを理解する試みにとってたいへん重要である。上記のような著しい違い、それも政府の形態という点はまだしも、権力同士を競合させて強大な力を持つ指導者の権限を制約し、権力を濫用しないようにするということの重要性に対する態度がまったく異なるという点について、どのように説明すれば良いのだろうか。

一つのありうる説明は、力の使用ということに確実に関連している。共産党が中国においてその支配を維持するために抑圧的な国家権力を展開しているのは間違いなく、その事実を無視するのは愚かなことである。しかし、共産党の支配がすぐに傾いたり崩壊するとか、あるいは機会あらばすぐにもジャスミン革命を実現しようとウズウズしているリベラルデモクラシーの支持者が中国で大勢を占めているのだと推定するべきではないとする評論に私も賛成である。中国でもリベラルデモクラシーの陣営にはそれなりの人々が間違いなく存在するとはいえ、現代中国を抑圧という観点によってのみ説明することはできない。比較研究は、「中国人は、他国民よりも自分の国について満足している」ということを示している<sup>(8)</sup>。我々が当然だと考えている基本的な政治的自由の

(7) Dumbaugh & Martin, *supra* note 2, at 4, 15; Zhu Suli, *supra* note 2, at 538-39. (裁判所の党化および実質的にすべての工作单位に対する共産党のコントロールについて述べている。)

欠缺ということに照らしてみれば、中国人が満足しているということには困惑するけれども、たとえそうであったとしても、我々は中国モデルの知的・政治的魅力について理解するように真剣に努めなければならない。

私の主張は、これらの差異は、それぞれのモデルが依拠している価値の違いと、それぞれのモデルに内在している人間本性に関する異なる見解に対応している、ということである。核心的な違いは、それぞれのモデルがいかにして巨大な権力の集中という問題を処理しているかという点に明らかである。権力集中に対する西洋の見解は、アクトン卿の格言が典型であるが、「権力は腐敗するものであり、絶対的権力は絶対に腐敗する」というものである<sup>(9)</sup>。

リベラルデモクラシーモデルは、定期的・公開・公平な競争の重要性に信を置くことに基礎を置いている。なぜならば、競争に直面しない人間は、実質的に絶対的権力のたぐいを有するものであり、自己のために間違いなく濫用することになるからである。

多くの中国人は、この格言を、一理あると受け止めるであろう。しかし、中国モデルは、権力の集中を回避しようとしていない。むしろ、権力の集中が、このモデルの核心にある。中国人は、競争ではなく、彼らが与えるところの大きな権限を濫用しないと信用出来るリーダーを選出するための教育と人格的力にこそ、信を置いているように思われる。西洋の見解は人間の本性を不可避免的に腐敗するものであるとし、これが強度の悲観的見解であることは明らかである。中国人の見解は、教育によって人間本性の良い側面を育て、自己本位を抑えて、権力の集中を、西洋人が考えるようなリスクなものにしないようにできるというものであるが、これは〔西洋よりも〕はるかに楽観的な考え方である。

ここではそれぞれの見解について詳細に、歴史的ルーツを深く検討する時間はない。西洋におけるリベラルデモクラシーの発展については、ロバーツ米連邦最高裁長官の近年の意見から引用したい。彼はフェデラリスト・ペーパーを引用しているが、これは合衆国憲法の起草に至った考え方を弁明する、18世紀の文書をまとめたものである。ロバーツいわく、

(8) MARTIN JACQUES, WHEN CHINA RULES THE WORLD 277-79 (2012) (citing Pew Reserch Center data from 2002 through 2010).

(9) John Bartlett, Familiar Quotations 750a (14<sup>th</sup> ed., 1968). このことばは、もともとはアクトン卿から同僚のマンデル・クレイトンへの1887年4月5日の手紙の中で書かれたものである。

制定者が作り出した機構は「人民に依存しているということ」が「政府に対する第一の制御」になるものである〔フェデラリスト第51篇（マディソン）〕。この依存は、「紙に書かれた防塞」〈実体的ルール〉〔同上第48篇〕によってのみ維持されるものではなく、「野望には野望をもって対抗」させ、それぞれの部門に「他部門からの侵害に対して抵抗するのに必要な憲法上の手段と、個人的な動機とを与える」ことによって維持されるのである〔同上第51篇〕<sup>(10)</sup>。

実体的ルールに依拠した自主管理（すなわち、「紙に書かれた防塞」）は、権力を有する者の利益を結果的には制限させることになるような固有の利益を有する当事者の対抗的な力（「野望には野望をもって対抗」）なくしては、機能しない。対抗的・抑制的な力がなければ、権力を持つ者は絶対的権力を持つことになる。実体的ルールや道徳的警告は、一時的には利己主義的ふるまいを抑制させるかもしれないが、アクトン卿の格言を信じるならば、遅かれ早かれ、絶対的権力は腐敗することになる。この考え方においては、もっとも信頼出来る抑制方法は、対立する固有の利益を追求する他者による競争からもたらされる。道徳と哲学原理に関する教育は、競合的利益によって作り出される構造的防塞の位置を代替し得ないのである。

中国史によれば、まったく異なる教訓が見えてくる。中国は2000年を超える歴史を有しているが、それは政治権力が、首都の中央政府のトップレベルに強力に集中してきた年月なのである。多くの権限が今でいう北京に集中していて、行政官僚のコネクト一団によって統治されてきた。今日の共産党下の統治形態といかに近いかということは驚きである。2000年のあいだほとんど、儒教が支配的なイデオロギーであった。中国共産党は孔子を封建的として否定しようとしているが、儒教は実際には大きな影響力を持ち続けている。詳細な歴史のかわりに、統治に関する中国の思想を要約する孔子の一節を引用しよう。

子曰、道之以政、齊之以刑、民免而無恥、  
道之以徳、齊之以礼、有恥且格<sup>(11)</sup>

(10) Free Enterprise Fund v. Public Company Accounting Oversight Board, 561 U.S. 477, 501 (2010).〔フェデラリスト・ペーパーの訳は、齋藤真・武則忠見訳『ザ・フェデラリスト』(福村出版, 1991年)を一部参考している。〕

礼 li の語源は儀式・儀礼ではあるが、儒者が礼と言うところのものとは、政治哲学や政治道徳だということを理解するのが大切である。上記の引用は、法家に対する孔子の主張の一部である。法家とは、厳格な刑事処罰と行政的な報償制度によって統治することを主張した人々であり、彼らの理念は秦王朝、すなわち今日の中国の大部分を統一した最初の王朝によって実行された。紀元前206年ごろに漢王朝が秦王朝に取って代わって以来は、儒教思想が中国において支配的になり、主として厳格な刑事法に関連付けられるような法は、重きを置かれなくなった。道徳と政治哲学が、統治の主要な道具になっていったのである。

人間本性についての孔子の考え方は楽観的なものであり、アクトン卿の格言に内在している考え方、すなわち人類は常に腐敗する傾向があるという考えよりもずっと魅力的なものである。また、アクトン卿の格言が要求するようなある種の抑制と均衡の制度を作らずとも、権力を集中することを正当化する考え方でもある。人間の本性が善に始まり、善性はすぐれた道徳教育によって強化されうるとすれば、以下のように考えることができる。すなわち、事実上の道徳的超人、儒教の伝統という聖ないし聖人である人々がいて、その人たちは、権力を濫用しないと信用されうるがゆえに、国の指導者・統治者になるべき人々なのである。今日でさえ、習主席は反腐敗キャンペーンの中で、政府の公職者は自らの腐敗に対する最前線として共産主義原理の学習を深めよと迫る中で、道徳哲学の力に対するこの強い信条を利用している<sup>(12)</sup>。

2000年以上にわたって、中国は実際に文人王が統治する政府を作り出そうとしてきた。その統治は、王朝時代においては、科挙に基づいて政府の公職に選出される文人行政官僚の<sup>コオ</sup>一団に支えられた。今日、もっとも有力な指導者らは共産党の階梯を上がらなければならないが、政治道徳の知識——今日においては、孔子よりもマルクスと毛沢東に基づいているとはいえ——もまた、重要な

(11) JOHN W. HEAD & YANPING WANG, LAW CODES IN DYNASTIC CHINA 39 (2005) (quoting Chapter 2, passage 2.3 of THE ANALECTS OF CONFUCIUS (Simon Leys trans., 1997)). [漢文の底本は金谷治訳注『論語』(岩波書店, 1999年) 34頁以下。旧字は改めた。]

(12) Li Qinggan, *Commitment to Improving Party Conduct, Upholding Integrity and Combatting Corruption*, FIGHTING CORRUPTION: HOW THE CCP WORKS 32-33 (Xie Chuntao, ed., Wang Jun, transl., Beijing: New World Press, 2016) (quoting President Xi's address to Politburo group study session in 2012).

のである。中国共産党のイデオロギーの中に共産主義特有の特徴を見出すのはますます難しくなる一方、儒教思想の支配が再び主張されても驚きではない。

また、統治の問題と秩序維持の問題について中国思想において大きな役割を果たしている要素が少なくとももう一つある。中国人はつねに、社会における秩序と調和を維持することに関心があるようである。儒教思想においては、礼ないし儒教的な政治道徳を育成することよりも、秩序の維持が第一次的な価値を持っている。実際、儒教思想においては、礼の育成は、ほとんど社会における秩序と調和を維持する目的で行われるのである。西洋の我々は、競争の力というものを強く信じる傾向があるので、権力が拡散し単一の権力による支配が行われないような公開・競争的制度のコストを割り引いて考えがちである。しかし、儒教思想を有する中国人にとっては、競争のコストが大きく見えてしまうのである。事実、競争の選挙は常に公平ではない。醜いものでありうるし、結果は不明確であるし、対立党派同士によって二分されるような結果になると、統治が麻痺する可能性がある。公開競争という制度は、無秩序をつくりだす恐れがある。社会的調和を破壊するかもしれない。リベラルデモクラシーを、少なくとも今は「国家を大きな混乱と騒動に巻き込む」という理由で退ける中国人は、多いかもしれない<sup>(13)</sup>。

秩序への関心に密接に関連しているのは、近年の中国経済における成長率を維持することである。共産党は、中国に経済的利益をもたらす手腕に大きく依拠して統治するというに賭けているようであり、ここまでのところは、その賭けは成功しているように見える。Jacques が示唆するように、「とりわけ国家の発展にとっては、経済成長をもたらし、民族的調和を維持し、腐敗の量を抑制し、秩序と安定を維持する手腕は、〔リベラル〕デモクラシーよりも多くないとしても、〔共産党支配の正当化にとって〕等しく重要なのである」<sup>(14)</sup>。こうした道具の関心は、単一の指導者または少数の集団に大きな権限を与えるという中国の傾向を強化するように思われる。

(13) JACQUES, *supra* note 8, at 269 ; MARK LEONARD, WHAT DOES CHINA THINK? 60-64 (2008) (describing the thought of Professor Pan Wei at Beijing University who is a spokesman for the view that liberal democracy is too likely to result in chaos).

(14) JACQUES, *supra* note 8, at 267. [引用内 □ はライツ教授による補い。]

### C. 中国モデルがリベラルデモクラシーに対して提示する挑戦

中国モデルは、リベラルデモクラシーモデルを単に拒絶するというだけではない。思うに、中国モデルは、これまでリベラルデモクラシーが経験してきた中では、もっとも手強い挑戦を仕掛けているのである。

リベラルデモクラシーモデルは、常に様々な形の権威的独裁や寡頭制といった、少数集団が実力をもって国家統治の権限を維持するような体制から挑戦を受けてきた。実際、リベラルデモクラシーは、もともと西洋において、王権神授の主張や、貴族政の長所なるものの主張、あるいは絶対君主制の主張に基づく非自由な統治形態に対する挑戦として発展してきたといえる。20世紀と21世紀には、ファシズムと共産主義が、リベラルデモクラシーに対して政治的スペクトラムの両極から、一党支配をもって挑戦した。

私の主張は、中国モデルは少なくとも次の三点について、他の権威主義支配とは異なるというものである。第一に、中国モデルは、リベラルデモクラシーの主要な側面を公然と退けており、したがって、他のほとんどの権威主義政府のように、リベラルデモクラシーの要素を密かにむしばむ必要がない。第二に、中国モデルの長い歴史的継続性を強調したい。とりわけ、そのモデルを支える理念と価値の継続性である。これらの理念と価値は、中国において、2000年を超え、少なくとも孔子以来2500年間重要であり続けている。第三に、中国共産党は極めて大規模かつ高度な構造を有する政党であり、固有の憲法を有し、党構成員を調査し規律する権限を有する固有の党職員がいる。他の権威主義政党は、かような強力かつ制度化された組織があるといえない。

これらの検討が示唆しているのは、中国モデルは高度に輸出可能なモデルであるとは考えにくいということである。せいぜい、同じ東アジアで、北朝鮮やベトナムのような、同様に強力な孔子の影響を受けた歴史が長く、中国同様にこれまでリベラルデモクラシーを採用してきていない国が考えられる程度であろう。しかし、たとえ中国モデルが、中国以外のどの国にも採用されなかったとしても、リベラルデモクラシーにとっての最大のライバルには変わらない。というのは、中国の人口は世界のおよそ5分の1を占めているという事実だけで、全世界におけるリベラルデモクラシーにとっての最大のライバルたらしめるものだからである。なお、中国モデルを支える要素は必然的に中国がリベラルデモクラシーを採用するのを妨げるものなのだ、と主張しているのではない。結局のところ、東アジアにおける強い儒教伝統国である三国、すなわち日本、台湾、韓国は、リベラルデモクラシーを採用している。むしろ私の議論

は、中国は必ずしもリベラルデモクラシーを採用するとは限らない、というものである。中国モデルは、少なくとも中国自身にとってリベラルデモクラシーに対する最大のライバルである。これだけをとっても、我々は中国モデルの理解に努めねばならない。

## Ⅱ. 中国との共通点：共通の関心事を吟味する

論文の第二部について述べる余裕はあまりないが、講演を終えるにあたって議論を短くまとめて提示したい。全体の要点は、西洋や日本のようなリベラルデモクラシー諸国にいる我々は、実は統治について考察している中国人と土俵を共有しているということであり、表面的には相互に拒絶しているようにみえても、実は相互交流から得るところがあるのだということである。もちろん、リベラルデモクラシーを知悉しかつ支持する人々が中国にはいる。当然、リベラルデモクラシー諸国民は、中国におけるリベラルデモクラシーの支持者と、間違いなく共通の土俵を見出すことができる。しかし、「中国特色ある」最良の形態として中国モデルを完全に支持している人との間にも、驚くほどの共通の土俵を見出せるのである。それらの点は表2〔本原稿末尾〕にまとめてある。これらの共通点が示唆しているのは、表2に掲げた統治の問題について、中国と西側との真剣かつ相互に尊重しあった対話から、得られるところが多いということである。

私が焦点をあてている問題3つのうち2つは、リベラルデモクラシーならば可能となる、国民の選択を指導するような適切な道筋を検討するという問題にかかわっている。多くのポピュリスト的な叛乱が、リベラルデモクラシーを試みている世界を席卷しつつある。これが示しているように、国民の選択は不安定化をもたらしうるし、間違いを犯しうるし、賢明ではないと思われる例もある。リベラルデモクラシーが悲惨な結末に至らないように国民の選択を導くには、どんな制度を利用できるだろうか？ この観点においては、中国共産党による指導的役割は、リベラルデモクラシーが採用しているような導きの手段としては窮極の一例のように考えられる。司法審査を検討から外したとしても、合衆国がデモクラシーを制限するために用いている手法は数多い。1913年まで存在した連邦上院議員の間接選挙、そして今日も用いられている大統領選の選挙人団は、デモクラシーを制限し指導しようとする制度の例である。いずれの制度も、憲法制定者の一部にみられた国民の選択に対するある種の不信を表す

ものであり、中国共産党の指導的役割を擁護する中国人と議論すべきことは多いということを示唆するのである。

リベラルデモクラシーにおいて、これまでのところもっとも重要な制限というのは、政府の行為に対する司法による合憲性審査であり、この制度を中国はこれまで完全に拒否している。司法審査は、常に問題性を抱えている。なぜならば、司法審査は他の政府部門との直接的衝突を司法部にもたらすからであり、しかも、他の政府部門は——少なくとも合衆国の連邦司法部は直接選挙されない——、人民によって直接選挙されるから、司法権よりもはるかに大きな民主的正統性を有する。しかしながら、司法審査は、リベラルデモクラシー諸国において広く受け入れられている。民主的過程——国民の選択という過程——によって憲法違反の法律が作られるのを阻止するために必要な保護として、である。我々は司法審査を限定的指導形態として考える。というのは、司法審査は憲法問題に限られているからである。ただし、憲法問題は、潜在的には非常に幅が広い。なぜならば、憲法の条文は一般的あるいはあいまいな規定になりがちだからである。さらに、立法の合憲性についての司法審査は裁判所を政治化する傾向にある。

極限まで拡張された司法審査制度は、中国共産党による幅広いコントロールと大体同じ効果を持ちうる。いずれの場合も、人民によって直接選挙されていない少数の<sup>コオル</sup>一団が、国家の最重要問題について決定する。誤解のないように言うと、私は合衆国がこのような極端なところまで近づいていると考えているわけではない。しかし重要なのは、国民の選択を制限し民主主義を指導するという司法審査のあり方である。

中国はこの司法審査という国民の選択を指導する方法をまったく使っておらず、それゆえ司法審査の弱点、つまり、裁判所の政治化傾向も存在しない。しかし、中国もまた、多くの人々が利点と考えるところのもの、つまり、政府に対する正当性意識の高揚を得られていない。

最後に、腐敗の問題がある。中国人は、個人的利益のために公職を濫用するという大問題をよく自覚している。習主席は、これまでのところ、反腐敗キャンペーンを政権の一大施策としている。合衆国においても、我々は、腐敗問題があることを自覚している。しかし、我々は、次のように考える傾向にある。明らかな法律違反に関する問題に限って言えば、その問題は、社会の様々な対抗力によって作られた合理的な掣肘の中にとどまる、ということである。野党、メディアの報道、政府の検察官、そして会計検査官のようなある種の政府

公職者ですら法律違反を暴き出し、公表し、訴追する個人的なインセンティブを持っているからである。ほとんどの点について、中国は、こうした対抗力を欠いている。だからこそ、中国人は強力な政府活動に大きく依存せざるを得ない。容疑者自身が有力な公職者である場合、ターゲットを訴追していくのに足る強力かつ独立した対抗力がないわけである。

しかし、腐敗問題については、重要な合衆国版の問題がある。それは選挙資金の難点のせいであり、すなわち、多くの人々が論じているように、今日、金持ちや企業が巨額の資金を選挙運動に寄付したり、あるいは自分にとって都合の良い争点を支持するために莫大な資金を支出するということが許されているので、実質的には、政治家に対する影響力を金で買うことが許されているといういまのルール<sup>(vi)</sup>のせいである。いずれの場合も、公的生活におけるお金の役割という難問については、我々は有益な議論をすることができるだろう。

我々リベラルデモクラシー諸国民が、中国的統治モデルの擁護者と議論すべきことは多いし、私は対話を望む。しかしまずは、私は尊敬すべき同僚教授であるみなさんとの対話を行おうと思う。

訳者付記：

本稿は、2018年7月19日に早稲田大学において行われたライツ教授の講演（「自由民主主義体制の主要なライバルとしての中国統治モデル」）原稿を教授が修正したものを翻訳したものである。翻訳にあたって南京航空航天大学人文・社会科学学院法律系講師の洪驥氏から中国法について貴重なご教示を頂いた。記して感謝申し上げる。

---

(vi) ライツ教授は、完全版においては、利益団体の政治過程における優位性について論じている（66 *DRAKE L. REV.* 863, 910 f.）。明示的には言及されていないが、この記述の背景には、*Citizens United v. Federal Election Commission*, 558 U.S. 310 (2010) 連邦最高裁判決の存在がある。簡単に紹介すると、本判決は、企業や労組が行う候補者と連携しない政治資金の支出（独立支出）を制限する2002年超党派政治資金改革法を違憲とするものであり、したがって判決後には個人・法人から莫大な寄付金を集めてもつばら独立支出を行うスーパーPACと呼ばれる政治資金団体が出現し、2012年の大統領選挙からその資金力を遺憾なく発揮している。法人が莫大な資金を投入して政治過程を歪めることを指摘し独立支出の規制を合憲とした *Austin v. Michigan Chamber of Commerce*, 494 U.S. 652 (1990) 連邦最高裁判決を覆し、また政治過程における法人と個人の区別という点に関してみれば、1907年のティルマン法以

表 1：合衆国のリベラルデモクラシーと中国モデルの比較

要素	合衆国	中国
権力分立	権力分立が憲法で規定；「野望には野望」をもって一政府部門による専制を阻止する制度。	権力分立を退け、権力を集中；中国共産党の指導が憲法によって認められている。
政党と選挙	政府のあらゆるレベルにおいて複数政党・直接・競争的選挙である。	一党指導体制であり、直接・競争的選挙は末端のみ。
結社の自由（政治的結社や非政治的団体の自由を含む）	結社の自由は憲法と制定法によって強力に保障されている。国家から独立した強力な市民社会が見られる。	結社の自由保障は弱く、市民社会は実質的にここ30～40年にも展開；ある程度国家によって支援されている一方で、政府は支配と抑圧を狙う。結果は「ねずみと猫」の状態、共産党は未登録（つまり違法）のNGOを見逃しているが、党の政策や権力への脅威とみなしたものは取り締まりうる。
言論の自由とメディア	ほとんどのメディアは私営であり、言論とメディアの自由は憲法と制定法によって強力に保障されている。検閲に対しては強力な法的・社会的障壁がある。	広告収入によってメディアは国家から独立性を得ているが、憲法や制定法による保障は弱く、国家は恒常的に言論を抑圧し、メディアとインターネットを検閲。
裁判所の独立（権力分立と法の支配）	裁判官の独立については実効的な制度的担保が与えられている。	共産党が裁判官選任を認可、政策に反する裁判官を解任できる。裁判官は通常党員であり、完全に「党化」（裁判官の見解は党に沿うものである）。

来の規制の方向性を変革しうるものであり、「巨費を広告に支出して公職者を取り込み、自分たちに都合良く投票させる」（オバマ）ことを是認したといえる。ライツ教授の言うように、「実質的には、政治家に対する影響力を金で買うことが許されている」わけである。

Citizens United 判決についての日本語評釈としては、落合俊行「アメリカ連邦選挙運動資金における『選挙広告支出制限』規制の憲法学的考察」北九州市立大学法政論集38巻3号（2010年）1頁以下、東川浩二「最近の判例

表 2：リベラルデモクラシーと中国モデルに共通する関心

問題点	リベラルデモクラシー	中国モデル
人民の選択に対する指導（司法審査を除く）	司法審査以外の指導は弱い；ポピュリズムの反叛や選挙による混乱に対して脆弱；非リベラルな体制作りがなされる危険性；指導が弱いので、市民の考えを政策に反映する機会は大きい。	党による強力な指導；ポピュリズムの叛乱、選挙による混乱のリスクは少ない；既に非リベラルな体制が固まっている；指導力が強いので市民の考えを政策に反映する機会は少ない。
指導としての司法審査	憲法問題に限られているが、強い指導；裁判所の政治化と通常司法の非正統化の危険性；司法審査が強力すぎて民主的選択の余地が少なくなるというリスク。	司法審査はなく、党の強い権力によって世論を指導；裁判所の政治化リスクはないが、最初から裁判所に正統性がない；民主的選択の余地は少ない。
政治とカネ	法・裁判所・検察官・競争的政党・自由なメディアによる腐敗抑制；判例法理が実質的に影響力をカネで買うことを見逃しているので、政治におけるカネの影響という大問題がある。	腐敗（国家の公職を個人の利得のために用いること）が大問題である；法・裁判所は弱いので、腐敗を抑制するとは考えにくい；票をカネで買う問題はあがるが、競争的選挙がないので大きな問題になっていない。

—— Citizens United v. Federal Election Commission」アメリカ法2010-1号（2010年）423頁以下、福井康佐「団体による政治資金の規制」大沢秀介・大林啓吾編『アメリカ憲法判例の物語』（成文堂、2014年）527頁以下、村山健太郎「ロバーツコートと選挙運動規制（3・完）」ジュリスト1419号（2011年）130頁以下、辻雄一郎「選挙活動と表現の自由に関する考察」同『情報化社会と表現の自由』（日本評論社、2011年）251頁以下、宮川成雄「法人の独立選挙支出の規制と言論の自由」比較法学44巻3号（2011年）156頁以下、宮下紘「アメリカ最高裁判決を読む（2010-11年）開廷期」駿河台法学25巻2号（2012年）96頁以下。